

第 2 回静岡市・蒲原町合併協議会

第 2 回静岡市・由比町合併協議会

合 同 会 議

日 時：平成 1 6 年 5 月 2 8 日（金）

午後 2 時から

場 所：ホテルアソシア静岡ターミナル

3 階「葵」

第2回静岡市・蒲原町合併協議会 第2回静岡市・由比町合併協議会 合同会議次第

日 時 平成16年5月28日(金)
午後2時から

場 所 ホテルアソシア静岡ターミナル
3階「葵」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報 告

報告第3号 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程及び静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程の一部改正について

報告第4号 静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程の制定について

(2) 協 議

協議会スケジュールについて

基本項目について

法による特例項目について

市町村建設計画について

(3) その他

4 閉 会

報告第3号

静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程及び静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程の一部改正について

静岡市・蒲原町合併協議会規約第16条第2項及び静岡市・由比町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程及び静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程の一部を改正したので、報告する。

平成16年5月28日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会(以下「協議会」という。)の費用弁償等の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等への費用弁償)

第2条 会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)が協議会の職務を行うため静岡市、蒲原町及び由比町の区域外に旅行したときは、静岡市における市長に支給する旅費の額に相当する額の費用弁償を支給する。

2 委員等が複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合において、当該複数の協議会の職務を行うため静岡市、蒲原町及び由比町の区域外に旅行した場合の旅行回数は1とし、その費用弁償は、当該複数の協議会が按分して負担するものとする。

(委員への謝金)

第3条 規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号アによる委員が、協議会の会議その他協議会が主催する事業に参加したときは、次の額の謝金を支給する。

日額 11,500円

2 規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号アによる委員が複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合において、当該複数の協議会の会議その他協議会が主催する事業を合同で開催するときは、委員等の当該会議その他協議会が主催する事業への出席日数は1とし、その謝金は、合同で開催した協議会が按分して負担するものとする。

(支給方法)

第4条 前2条の規定による費用弁償及び謝金の支給方法については、静岡市における議会の議員に対する報酬及び費用弁償の支給方法の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月12日から施行する。

静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会(以下「協議会」という。)の費用弁償等の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等への費用弁償)

第2条 会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)が協議会の職務を行うため静岡市、蒲原町及び由比町の区域外に旅行したときは、静岡市における市長に支給する旅費の額に相当する額の費用弁償を支給する。

2 委員等が複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合において、当該複数の協議会の職務を行うため静岡市、蒲原町及び由比町の区域外に旅行した場合の旅行回数は1とし、その費用弁償は、当該複数の協議会が按分して負担するものとする。

(委員への謝金)

第3条 規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号アによる委員が、協議会の会議その他協議会が主催する事業に参加したときは、次の額の謝金を支給する。

日額 11,500円

2 規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号アによる委員が複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合において、当該複数の協議会の会議その他協議会が主催する事業を合同で開催するときは、委員等の当該会議その他協議会が主催する事業への出席日数は1とし、その謝金は、合同で開催した協議会が按分して負担するものとする。

(支給方法)

第4条 前2条の規定による費用弁償及び謝金の支給方法については、静岡市における議会の議員に対する報酬及び費用弁償の支給方法の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月12日から施行する。

報告第 4 号

静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程の制定について

静岡市・蒲原町合併協議会財務規程第 9 条及び静岡市・由比町合併協議会財務規程第 9 条の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程を制定したので、報告する。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日提出

静岡市・蒲原町合併協議会

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・蒲原町合併協議会財務規程第9条の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担割合)

第2条 前条に規定する各合併協議会に共通する経費は、関係する合併協議会が按分して均等に負担することとし、按分した結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数は、静岡市・蒲原町合併協議会、静岡市・由比町合併協議会の順で1の合併協議会が負担することとする。

附 則

この規程は、平成16年5月12日から施行する。

静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会財務規程第9条の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会に共通する経費の負担割合に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担割合)

第2条 前条に規定する各合併協議会に共通する経費は、関係する合併協議会が按分して均等に負担することとし、按分した結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数は、静岡市・蒲原町合併協議会、静岡市・由比町合併協議会の順で1の合併協議会が負担することとする。

附 則

この規程は、平成16年5月12日から施行する。

**協議会スケジュール
協議資料**

静岡市・蒲原町・由比町合併協議会 合同会議スケジュール(案)

	合併協議会	住民	議会・長	国・県
4 6	第1回 蒲原町 (4/28 センチリ-)	郵便,FAX,電子メール等による意見表明(随時)		
	1 委員の委嘱 2 各種規程の制定について			
	第1回 由比町 (5/11 センチリ-)	3 事業計画、予算について 4 協議項目について		
	第2回 合同会議 (5/28 アソシア)	1 基本項目の協議 2 法による特例項目の協議(1回目) 3 建設計画策定基本方針について		建設計画に係る県等関係機関との調整
	第3回 合同会議 (6/30 蒲原)	1 法による特例項目の協議(2回目) 2 一般項目の協議(1回目)		
	7 9	第4回 合同会議 (7/30 由比)	1 法による特例項目の協議(3回目) 2 一般項目の協議(2回目) 3 建設計画主要施策・重点事業について(1回目)	
第5回 合同会議 (8/10 蒲原)		1 一般項目の協議(3回目) 2 建設計画主要施策・重点事業について(2回目)		
第6回 合同会議 (9/3 由比)		1 一般項目の協議(4回目) 2 建設計画(中間素案)について		県知事に事前協議
第7回 合同会議 (10/7 清水地区)		1 修正意見の建設計画(中間素案)への反映 2 一般項目の協議(5回目) 3 住民意向把握(住民説明会)の方法について 4 住民意見発表会(公聴会)の方法について	説明会資料(建設計画等)全戸配布	修正意見等
10 12	第8回 合同会議 (11/30)	1 建設計画の作成		県知事に正式協議
		10~11月 住民説明会の開催(各市町2回 計6回)		異議ない旨の回答
1 3	予備 合同会議 (1/11)	(協議状況、住民意向把握の状況に応じて調整)		総務大臣及び県知事へ送付
	最終回 合同会議 (1/28)	1 合併の是非の決定	合併協だより全戸配布	
			合併協定書締結	各市町 廃置分合議決
			廃置分合申請	合併申請書受理

基本項目協議資料

基本項目

項 目	概 要	協 議 結 果
1 合併の方式	新設合併若しくは編入合併 (新設合併と編入合併の比較：資料1)	
2 合併の期日	改正合併特例法では、「平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。」とされている。 (合併特例法と合併特例等に関する法律(新法)との比較：資料2)	
3 合併後の市の名称	新設合併の場合は新たな名称を定め、編入合併の場合は編入する市町村の名称とすることが多い。	
4 合併後の市の事務所の位置	新設合併の場合は合併関係市町村のいずれかの事務所の位置とし、編入合併の場合は編入する市町村の事務所の位置とすることが多い。	
5 財産及び公の施設の取扱い	従来 of 自治体が持っていた財産及び公の施設は、すべてを引継ぐこととするのが原則的な考え方	

新設合併と編入合併の比較

参考資料

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	原則としては編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は全て失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員		合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのままに在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)		合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の在任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

合併特例法と合併特例等に関する法律(新法)との比較

区 分	合 併 特 例 法	合併特例等に関する法律(新法)
作 成 計 画	市町村建設計画	合併市町村基本計画
合 併 特 例 債	合併後10か年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当(充当率95%)。元利償還金の70%を普通交付税措置	廃止
普通交付税の合併算定替	合併後10か年度は、特例期間として合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障 さらに5か年度は激変緩和措置	特例期間10か年度を段階的に5か年度に短縮し、その間は合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障 さらに5か年度は激変緩和措置 特例期間 平成17、18年度合併：9か年度 平成19、20年度合併：7か年度 平成21年度合併：5か年度
議 会 の 議 員	定数特例又は在任特例	同左
農 業 委 員 会 の 選 挙 による委員	在任特例	同左
地方税の取扱い	合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があること等により、合併後直ちに合併市町村の全区域に渡って均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる	同左
適 用 期 間	平成17年3月31日限りで効力を失う経過措置(改正後) 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。	平成17年4月1日施行 平成22年3月31日限りで効力を失う

法による特例項目協議資料

法による特例項目

項 目	概 要	協 議 結 果
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法等の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、複数の農業委員会を存続させるのか協議する。	
8 地方税の取扱い	合併特例法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。	
9 一般職の職員の身分	<p>一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併特例法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。</p> <p>そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	<p>地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。</p> <p>(地域自治区及び合併特例区については、当該事項に係る改正法が施行された場合の取り扱いを協議する。)</p>	

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合の特例

1 定数特例

市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第2項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。

2 在任特例

合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併後2年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

編入合併の場合の特例（別紙資料5-3頁のとおり）

1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

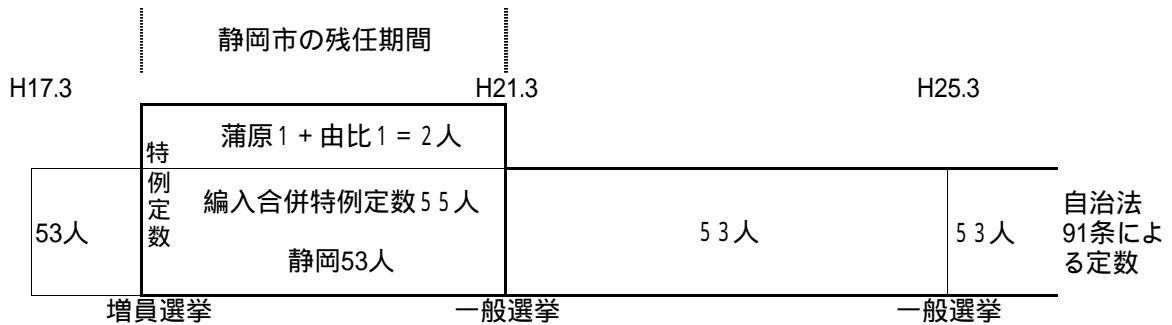
- 1 - (1) 定数特例

編入される自治体の議員定数

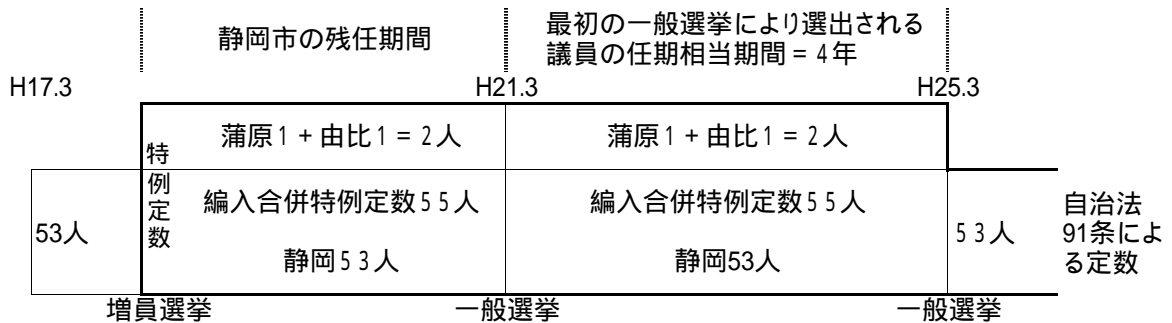
= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

蒲原町: 53人 × 13,454人 / 706,513人 = 1.0092人 1人

由比町: 53人 × 10,013人 / 706,513人 = 0.7511人 1人



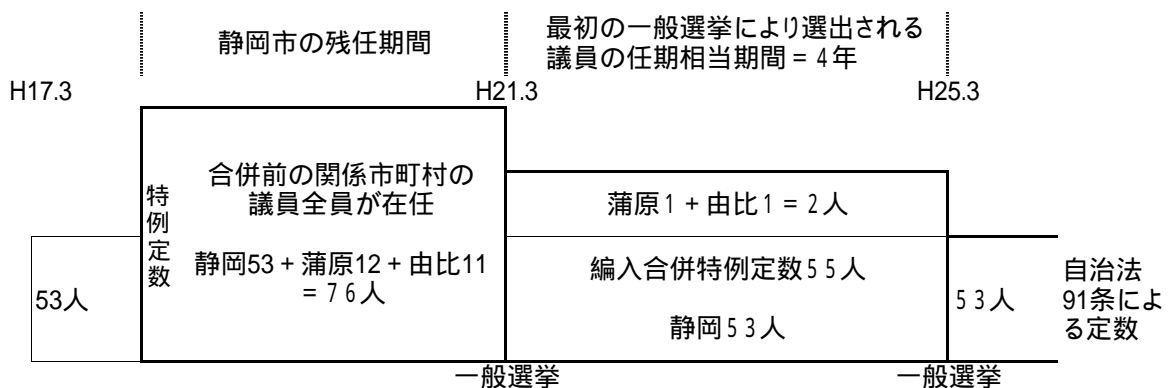
- 1 - (2) 定数特例 + 定数特例



- 2 - (1) 在任特例



- 2 - (2) 在任特例 + 定数特例



7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合

農業委員会は、1 市町村 1 農業委員会が原則だが、その区域を 2 以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができる。

1 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用する場合

(1) 新設合併の場合

市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。（農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項）

(2) 編入合併の場合

市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。（農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項）

2 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用しない場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合、編入合併も新設合併と同様に取扱われる。（合併特例法第 8 条第 3 項）

- ・ 人数：当該各区域の農業委員会ごとに、10 人以上 80 人以内
- ・ 任期：当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

合併後の市町村に 1 つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。（合併特例法第 8 条第 1 項）

1 新設合併の場合

- ・ 人数：10 人以上 80 人以内
- ・ 任期：市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

2 編入合併の場合

- ・ 人数：40 人以内
- ・ 任期：編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

農業委員会の概要

1 農業委員会の性質

(地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律第3条、同法施行令第2条)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積(静岡県では90ha)のある市町村には必ず置かなければならない合議体の行政委員会

会長及び委員は、非常勤の特別職の地方公務員

2 農業委員会の所掌事務の主なもの

(農地法第4条、同法施行令第1条の7、農業委員会等に関する法律第6条、)

- ・ 農地転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付、意見書の添付等
- ・ 農地等の利用関係の調整等
- ・ 農業者年金事務 等

3 委員(農業委員会等に関する法律第4条)

「農民の選挙によって選出される選挙による委員」と「市町村長によって選任される選任による委員」とで構成

(1) 選挙による委員(農業委員会等に関する法律第7条、第8条、第15条)

- ・ 定数は、10人から40人までの間で条例で定める数
- ・ 選挙権・被選挙権は、区域内に住所を有する20歳以上、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者 等
- ・ 任期は3年
静岡市 40人(任期:H16.4.1~H19.3.31)
蒲原町 10人(任期:H14.7.20~H17.7.19)
由比町 11人(任期:H14.7.20~H17.7.19)

(2) 選任による委員(農業委員会等に関する法律第12条)

市町村長は、下記の者を委員として選任しなければならない。

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事:各1人

当該市町村の議会が推薦した学識経験を有する者:5人以内

静岡市:農業協同組合推薦2人(静岡市農業協同組合、しみず農業協同組合)

農業共済組合推薦委員1人(静岡県中部農業共済組合)

議会推薦委員5人

蒲原町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員2人

由比町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員3人

4 会長(農業委員会等に関する法律第5条)

委員の互選で決定(選挙による委員、選任による委員のいずれでも可)

5 職員(農業委員会等に関する法律第20条)

農業委員会の事務に従事させるため、職員が置かれ、事務局を構成する。

職員は、農業委員会によって任免される。

8 地方税の取扱い

合併関係市町村の相互の間で地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域に渡って均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併特例法第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができることとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並課税の対象となっている場合で(静岡市の場合は、政令指定都市に移行後であれば対象となる。)、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並課税を適用しないとされている。

(参考) 静岡市、蒲原町及び由比町における市・町税の税率比較(平成16年4月1日現在)

		静岡市	蒲原町	由比町
住民税	個人住民税(均等割)	3,000円	3,000円	3,000円
	個人住民税(所得割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税(均等割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税(法人税割)	12.3%	12.3%	12.3%
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率
市町村たばこ税		一定税率 (売り渡し本数1,000本につき2,977円。ただし、旧3級品は同1,412円)		
鉱産税		価格の1% (200万円以下の場合0.7%)	課税客体なし	
特別土地保有税		課税停止中(平成15年税法改正)		
入湯税		1人1日150円	課税客体なし	
事業所税	資産割 (免税点:事業所床面積1,000㎡以下)	600円/㎡	(旧清水市域) H21.3.31までに課税標準の算定期間が終了する事業まで課税免除	-
	従業者割 (免税点:従業者数100人以下)	従業者給与総額の0.25%		-
都市計画税		0.3%		0.2%
			都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。条例で区域を指定して課税。	都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。

9 一般職の職員の身分

市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められている。

また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められている。

10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会と地域自治組織の比較表

区 分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		地 域 自 治 区	合 併 特 例 区
		合併に際しての特例制度	
根拠法令	現行合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）
法人格	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で規約を定め、知事の認可を受けて設置
設置期間	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では概ね 10 年)	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議で定める期間(5 年以下)
規約	<p>地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の任期、定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>次の事項を規約で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 区域 ・ 設置期間 ・ 処理する事務 ・ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地 ・ 事務所の位置 ・ 長の任期 ・ 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期 ・ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法 ・ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
規約の変更	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。(設置期間の変更を行うことは、適当ではないと解されている。)	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。	(1)合併市町村と合併特例区との協議によって定め、知事の認可を受けなければならない。 (2) (1)の協議については、合併市町村にあつては議会の議決、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意が必要
機能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる。	合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理する。	次の事務のうち、規約で定めるものを処理する。 (1)合併関係市町村において処理されていた事務であつて、合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの (2)合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため、合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務
事務所		(1)地域自治区に事務所を置く (2)事務所の位置、名称及び所管区域は、合併関係市町村の協議で定める。	事務所の位置は、合併関係市町村の協議により規約で定める。
区長等		(1) 事務所長(事務吏員) (2)事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 (3)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	(1)合併特例区長 (2) 合併特例区長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任 (3) 合併特例区長は、合併市町村の助役、指定都市の区長又はその出張所長と兼ねることができる。

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
			<p>(4)合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>(5) 合併特例区長は、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。</p>
区長等の任期		区長(特別職)を置いた場合は、2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
職員		合併市町村の職員	合併市町村の職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区長が命ずる。
予算	合併市町村の予算	合併市町村の予算	<p>(1)合併市町村は合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずる。</p> <p>(2)合併特例区長は、予算を作成する。</p> <p>(3)合併特例区は、課税権、起債権を有さない。</p>
協議会等の設置	地域審議会	地域協議会	合併特例区協議会
協議会等の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる	<p>(1)次に掲げる事項のうち、合併市町村の長その他市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、合併市町村の長その他市町村の機関に意見を述べるができる。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項のほか、市町村が処理す</p>	<p>(1)合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
		<p>る地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>市町村の事務処理にあつての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 合併市町村の長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。</p> <p>(2) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(1)及び(2)の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	合併特例区の区域内に住所を有する者で合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任
協議会等の構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では2年程度)	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
協議会等の会長・副会長	合併関係市町村の協議で定める。(先進事例では、会長、副会長は委員の互選)	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
協議会等の 構成員の報酬	各種委員の報酬(先進事例)	報酬を支給しないこととすることができる。	報酬を支給しないこととすることができる。
協議会等の 定数等	構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は規約で定める。
住所の表示		地域自治区の名称を冠する	合併特例区の名称を冠する。
解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散

建設計画協議資料

合併建設計画策定基本方針（案）

1 目 的

静岡市と合併後の蒲原町、由比町それぞれの地域の整備を、総合的かつ効果的に推進していくことを目的に、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成する。

2 内 容

（１）全体構成

別紙「合併建設計画全体構成」を基本とする。

（２）計画期間

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とする。

（３）事業主体

合併市町村及び静岡県とする。

ただし、静岡県事業については、県当局との緊密な連携のもとに、その取扱いを検討するものとする。

3 事 業

（１）平成 27 年度までに実施又は実施を予定される事業を登載する。

（２）合併関係市町村の総合計画等、既存の各種長期計画を尊重しつつ、合併特例法による次の基準に基づく事業を登載する。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進する事業

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う事業

合併市町村の均衡ある発展に資する事業

（３）(2)の事業費は、財政計画との整合性を図るものとする。

（４）合併特例法の趣旨に基づく静岡県事業については、県当局との緊密な連携のもと、積極的に登載するものとする。

4 財政計画

財政計画は、以下の方針に基づき作成する

（１）計画期間に合わせ、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の計画とする。

（２）合併特例法による財政メリットを最大限活用する。

（３）財政の健全性の確保に配慮したものとする。

5 記載方針

（１）建設計画全体を通じて、平易な記述に努め、住民が理解しやすい内容とする。

（２）登載する事業は、事業名、事業概要、概算事業費、実施予定年度等を表示し、住民に分かりやすいものとする。

合併建設計画全体構成（案）

項 目	説 明
建設計画の概要 1 計画の趣旨 2 計画の構成 3 計画の期間	合併建設計画の趣旨、構成、期間等、計画の概要を示す。
合併の必要性と効果 1 合併の必要性 2 合併の効果	合併の必要性及び効果を示す。
まちづくりの基本方針 1 あたらしいまちづくり 2 蒲原・由比地域の役割 3 蒲原・由比地域の特性と土地利用の方針	合併後の蒲原町・由比町それぞれの地域の役割及び地域の特性、土地利用方針等、まちづくりの基本方針を示す。
まちづくり計画 1 健康・福祉 2 文化・学習 3 生活環境 4 産業・経済 5 都市基盤 6 行財政	まちづくりの基本方針に基づき、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤、行財政の6部門について、静岡市・蒲原町・由比町それぞれの地域の主要事業の事業名、事業概要、概算事業費、実施予定年度を示す。
公共施設統合整備の基本的考え方	合併後の公共施設の統合整備について、基本的な考え方を示す。
県事業の推進 1 静岡県の役割 2 静岡県事業 3 静岡県に要望する事業	静岡県の役割、合併後の市における静岡県事業を示す。
財政計画	建設計画期間内の財政計画を示す。

静岡市・清水市の合併に係る事務事業一元化に関する資料

すり合わせ区分	件数	比率(%)
存続	681	31.1
一元化	1,500	68.4
合併時	863	39.4
合併後	637	29.1
廃止	11	0.5
計	2,192	100.0

1 合併時一元化項目件数 2,192件

合併時一元化完了件数 863件 (H15.4.1)

【事務事業一元化作業基本方針等】

- ・合併により、市民生活が向上することを原則とする。
- ・具体的な手数料、使用料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。
- ・手当、事業など市民が受けるサービスについては、一元化を図るとともに、向上するよう努めるものとする。
- ・市民生活に支障を生じさせないよう特段の配慮をもって行うこととする。

2 合併後事務事業一元化計画件数 637件

合併後事務事業一元化完了件数 465件 (H16.3.1)

【合併後一元化事務事業のすり合わせ基本方針等】

- ・合併により、市民生活が向上することを原則
- ・具体的な使用料、手数料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとする。
- ・市民生活に支障を生じさせないよう、特段の配慮をもって行うこととする。
- ・新市のすみやかな一体化、平成17年度の指定都市への移行等を勘案し、原則として15年度1年間をすり合わせ期間と位置づけ、16年度からの一元化を目指すものとする。
- ・事務事業のすり合わせにあたっては、本庁各課はもちろんのこと、必要に応じて静岡、清水両総合事務所の関係各課との調整を図りながら全庁を挙げて取り組むものとする。

合併時及び合併後完了件数合計 1,328件 (H16.3.1)

3 一元化未完了件数 172件 (H16.3.1)

4 一元化未完了の主な理由と項目

旧両市の計画期間の関係等により直ちに一元化できない。

項目：地球温暖化防止実行計画、エンゼルプランの策定及び進行管理等

指定都市移行時又は以降後の一元化がむしろ望ましい。

項目：市歌関係事務、市の木・花・鳥等関係事務等

他団体との調整を要する。

項目：市民文化祭、連合町内会運営費助成、自治会関係団体事務等